○総務省、経済産業省
三　経済センサス活動調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一　258　二
○総務省、経済産業省、国土交通省
一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　二一　276　七九
○政治資金適正化委員会
六五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　六　一
〃　六六　一三　三
〃　六七　一九　二
六八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二七　三
○法務省
五三三　日本国に帰化を許可する件　一　二
五三四　供託法第五条第一項の規定により倉庫営業者を指定する件の一部を改正する件　一　三
五三五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一　三
五三六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一　四
五三七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一　三
五三八―五四〇　除籍が滅失した件　二　三
五四一　除籍の一部が滅失した件　二　三
五四二　日本国に帰化を許可する件　二　三
五四三　除籍の一部が滅失した件　五　一
五四四　日本国に帰化を許可する件　五　一
五四五　〃　六　一
五四六　〃　七　二
五四七　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　七　三
五四八　除籍が滅失した件　七　三
五四九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　七　三
五五〇　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七　四
五五一　日本国に帰化を許可する件　八　二
五五二　原戸籍が滅失した件　九　二
五五三　司法書士法施行規則第二十八条第二項の規定による電子証明書の指定に関する件　九　二
五五四　日本国に帰化を許可する件　九　二
五五五　〃　一二　四
五五六　除籍が滅失した件　一二　四
五五七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一二　五
五五八　除籍が滅失した件　一三　三
五五九―五六一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一三　四
五六二　日本国に帰化を許可する件　一三　四
五六三　〃　一四　二
五六四　〃　一五　二
五六五　除籍が滅失した件　一六　三
五六六　日本国に帰化を許可する件　一六　三
五六七　除籍が滅失した件　一九　二
五六八　日本国に帰化を許可する件　一九　二
五六九　〃　二〇　二